

患者さんの元気になりたい  
気持ちを応援したい

毎日、笑顔で接したい



# いい看護・介護がしたいから 夜勤交替制労働 の改善を

ナースコールには  
すぐに対応したい

生活援助を通して  
“その人らしさ”を支えたい

お金の心配をせずに  
医療・介護が  
受けられるように

## 現場は…人手不足による過密労働が深刻

日本難病・疾病団体協議会 事務局長 水谷幸司

私自身、思いがけず昨年暮れに大病を患い、1か月ほど都内の大学病院に入院しました。入院中は、とくに術後の回復期から退院までは病棟の看護師さんが何よりも頼りでした。昼間はまだヘルパーさんもありますが夜は夜勤の看護師さん3人だけとなり、休憩をとる間もないくらいの過酷さを体験しました。

患者が安心して早期に回復できるためには、夜勤体制の改善、看護師等の増員など、看護体制の抜本的な見直しは喫緊の課題です。あわせて、患者の医療費負担を軽減することも強く望んでいます。

公益社団法人 東京都介護福祉士会 副会長 内田千恵子

介護職員の人材不足が続いています。介護職員の確保が困難なため、建物や設備があるのに稼働できない施設もあります。介護職員が離職する原因の中で大きいものに賃金や労働環境の問題があります。利用者の重度化や看取りケアなどによる負担の増大、夜勤による疲弊など介護職員の労働環境は悪化しています。夜勤は必要な業務ですが、その回数によっては職員の心身に大きな悪影響を与えます。そもそも現在の施設職員の配置基準3：1の根拠は不明です。労働環境や処遇を改善しなければ介護職員の確保や定着は困難です。ぜひとも改善してほしいと願っています。

### 夜勤は患者、利用者の安全と働く者の健康に影響します。

#### ①安全リスク

夜勤・長時間労働は心身に大きな負担をかけ、注意力が低下し、事故発生率を高めます。長時間労働は、作業能率が酒気帯び状態より低下することが、実証されています。

#### ②健康リスク

夜勤・交替制労働は、働く人の健康リスクを高めます。睡眠障害や循環器系障害の他、人工照明を夜間浴びることで、乳がんや前立腺がんの危険も指摘されています。

夜勤交替制労働者の

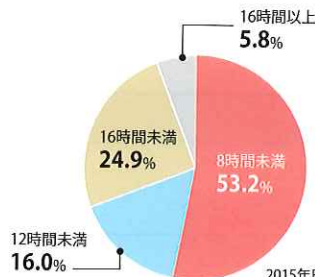
「1日の労働時間は8時間」

「勤務間隔12時間以上」「週32時間以内」

を実現しましょう

### 看護現場は最も短い勤務間隔が8時間未満

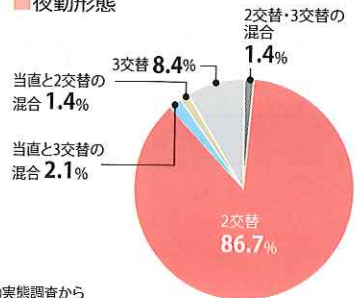
■最も短い勤務間隔



2015年日本医療夜勤実態調査から

### 介護現場では9割近くが2交替の長時間夜勤

■夜勤形態



### 日本にも国際基準に照らした上限規制を

■主要先進国の労働時間

国	法定労働時間	最低勤務間隔	労働時間の上限(週)	労働時間の上限(日)
日本	1日8時間・週40時間	なし	なし	なし
フランス	週35時間	11時間	48時間	10時間
ドイツ	1日8時間	11時間	48時間	8時間
イギリス	残業時間を含み週48時間	11時間	48時間	13時間
アメリカ	週40時間	なし	なし	なし

# 安全・安心の医療・介護の実現と 夜勤交替制労働の改善を求める国会請願署名

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿

年 月 日

紹介議員

## 請願趣旨

医療や介護の現場は、慢性的な人手不足のため、働き続けることが困難な状況です。厚生労働省は、夜勤交替制労働の負担軽減など勤務環境整備を求める通知を発出し、医療法に勤務環境改善の努力義務が規定され、都道府県に勤務環境改善支援センターも設置されました。2007年に改定された福祉人材確保指針においても、労働者の負担軽減や介護・福祉の質の確保のための体制づくりが重要であるとしています。

しかし、依然として、16時間を超える長時間夜勤や休息もできない短い勤務間隔、介護施設などでの1人夜勤など、労働者の健康だけでなく、患者・利用者の安全と尊厳がおびやかされる実態が改善されていません。労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない緊急の課題です。2007年の国会決議（夜間は患者10人に1人以上、昼間は患者4人に1人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月8日以内の規制など）の早期実現はもちろん、ILO看護職員条約・勧告、EU労働時間指令などの国際基準に照らした改善が求められます。安全・安心の医療・介護の実現のために、下記の事項を要請します。

## 請願項目

### 1、医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。

- ① 1日8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
- ② 夜勤交替制労働者の労働時間を短縮すること。
- ③ 介護施設などにおける1人夜勤を早期に解消すること。

### 2、安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。

### 3、患者・利用者の負担軽減をはかること。

氏名	住所

※この署名は、国会に提出する以外には使用しません。